

#### 1 乳幼児期

##### (1) 早期発見・早期支援について

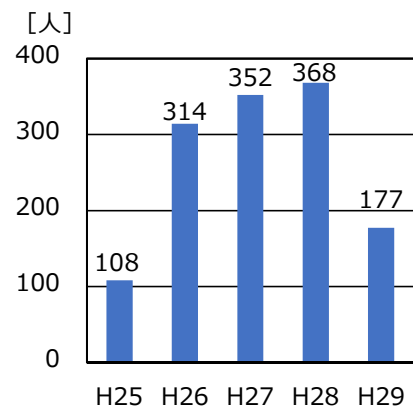
乳幼児期には、市町村によって様々な時期に健康状態の診察や保護者からの相談を受ける健康診査や相談事業が行われています。これらの健康診査で要精密の判定を受け、その後、医療機関の受診により診断につながる場合もあります。

「1歳6か月児健康診査」や「3歳児健康診査」のほか、平成22年から新生児聴覚検査<sup>※1</sup>の体制を整えており、平成29年の本県新生児のうち、約97.4%が検査を受けています。

これらの健康診査により、支援が必要と判断された子どもについては、市町村の保健師等により家庭訪問や相談機関の紹介が行われていますが、中には、要精密の判定を受けても、病院や相談機関につながらないケースもあるなど、早期支援の充実が望まれています。

明星視覚支援学校（視覚障がい）及び都城さくら聴覚支援学校（聴覚障がい）、赤江まつばら支援学校（病弱）、延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）には幼稚部があり、小学校就学前の乳幼児への指導や支援を行っています。集団で周囲の人と関わるようになって気付かれることが多い発達障がいについては、これらの健康診査で全てを把握することは難しいと考えられ、小学校就学前教育・保育施設での気付きや対応が大切になってきます。

今回のアンケート調査における小学校就学前教育・保育施設の園長及び教員・保育士等への「障がいのある子どもの教育に関する講演会や研修会に参加したいですか」という質問に対して、園長の96%、保育士等の91%が参加したいと回答しています。



※1 新生児聴覚検査

早期に難聴の有無を発見するために新生児を対象として行う聴覚検査

図1 各エリアにおける研修の小学校就学前教育・保育施設の教員・保育士等参加者数の推移

実際に、各エリアで行っている特別支援教育に関する研修会における小学校就学前教育・保育施設の教員・保育士等の参加者が年々増加しています。

今後もできるだけ早い時期に子どもの障がいの状況に気づき、適切な保育や支援を行うための研修の充実が必要です。

## (2) 就学支援について

学校教育法施行令が平成25年9月に改正され、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みについて、障がいの状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障がいのある児童生徒の就学先を個別に判断・決定する仕組みへと改められました。

特に、新たに小学校や中学校に就学する子どもの就学相談や就学先決定について、市町村教育委員会の役割が明確になりました。

また、同年10月に文部科学省によりまとめられた「教育支援資料」には、早期からの一貫した支援の重要性を明確にし、市町村教育委員会の就学手続におけるモデルプロセスや障がい種ごとの障がいの把握や具体的な配慮の観点等について解説されています。

県内の状況をみると、就学相談等の対象となる子どもの数は、年々増加傾向にあります（図1）。また、特別支援学校が行う未就学児を対象とした来訪相談の件数と小学校就学前教育・保育施設を対象とした巡回相談の件数を合わせると、毎年1,000件（延べ件数）を超えている状況にあります。

県では、障がいのある子どもの支援に関して、関係機関との連携を図るために有効とされる「相談支援ファイル」の開発と活用について研究し、「個別の教育支援計画」の作成とともに市町村教育委員会への啓発を図ってきました。

「相談支援ファイル」は、相談や支援に必要な情報が共有され、医療や福祉、教育など関係機関相互の円滑な連携が図られるとともに、保護者が相談担当者等へ子どもの特性やこれまでの支援内容について説明する際の負担が軽減されるなど、就学支援に有効なものです。平成29年12月現在、県内10の市町村が作成し、活用しています。

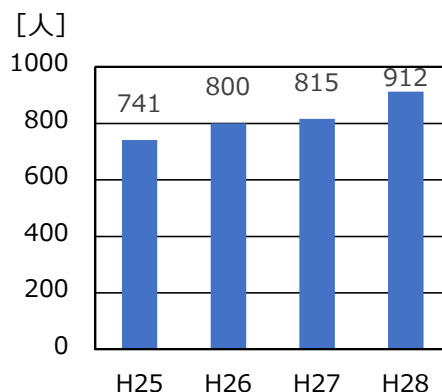


図2 市町村就学指導委員会等の対象者数

今後も、「相談支援ファイル」や個別の教育支援計画等の活用を促進するなど、就学先との連携を強化していくことが必要です。

### (3) 小学校就学前教育・保育施設について

平成 19 年度から始まった特別支援教育により、幼稚園においても障がいのある子どもに必要な教育的支援を行うことになり、平成 29 年 3 月に告示された幼稚園教育要領においては幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために個別の教育支援計画等を作成し、障がいの状態等に応じた指導をすることが示されました。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について例示されています。

本県では、平成 29 年度に幼保小連携・接続推進会議を立ち上げ、「宮崎県幼保小接続カリキュラム作成のためのてびき『つなぐ』」（平成 30 年 3 月）を作成しています。

さらに、技能・経験に応じた保育士等の処遇改善に係るキャリアアップ研修の 8 つの分野の一つに「障がい児保育」が位置付けられ、障がいの理解、障がい児保育の環境、障がい児の発達の援助、家庭及び関係機関との連携、障がい児保育の指導計画、記録及び評価について研修することとなっています。

今後は、本県福祉・保健部局による保育士等の研修の体系化が図られ、基礎となる研修の充実が図られるとともに、複数の特別支援学校による教諭・保育士等を対象とした保護者との相談の進め方や個別の教育支援計画等の作成・活用、専門性を高める研修会の実施など実践的な研修が必要となります。

このために、関係機関との連携を強化した早期発見・早期支援の体制の整備や特別支援学校幼稚部における教育の実践紹介ができるようにする必要があります。

#### 課 題

- 関係機関と連携した教諭・保育士等の研修の推進（新規）
- 「相談支援ファイル」及び「個別の教育支援計画」を活用した切れ目ない支援
- 乳幼児期からの早期支援体制の整備

2

小・中学校

(1) 特別支援学級等の状況について

小・中学校においては、この10年で特別支援学級に在籍する児童生徒数は約2.5倍、通級による指導を受けている児童生徒数は約2.9倍になっています(図3)。同様に特別支援学級や通級指導教室の設置が増加していること(図4)や、県教育研修センターで実施される特別支援学級の初担任を対象とした研修の受講者が毎年100名を超えている状況にあることなど、担当者の確保及び専門性の向上が課題となっています(図5)。

また、障がいの重度・重複化も見られ、例えば、知的障がいと自閉症を併せ有する子どもの場合、認知や理解の難しさに加えて、自閉症特有の意思疎通の難しさや、特定の物や行動に対するこだわりなどがあります。担当する教員は、このような子どもの教育的ニーズを分析し、意思の疎通を図りながら必要な支援を行うなど高い専門性が求められています。

今後は、特別支援学級担任や通級指導担当教員の指導力の向上を図るための新たな研修の在り方や、経験豊富で専門性のある教員が経験の少ない教員を支援する取組など、地域や障がい種別における支援体制の在り方について検討することが必要です。

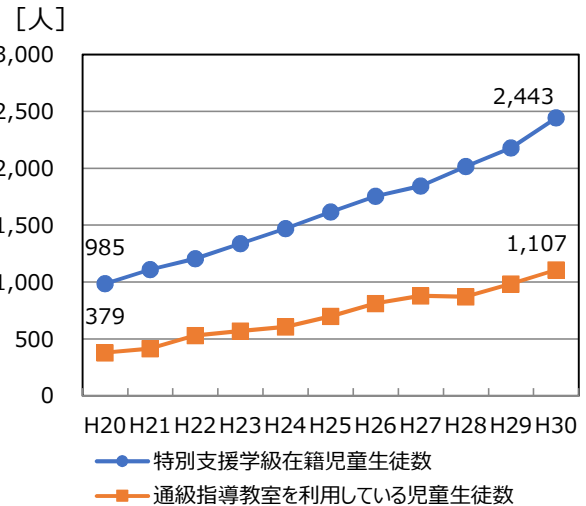


図3 特別支援学級に在籍児童生徒数及び通級による指導を受けている児童生徒数の推移

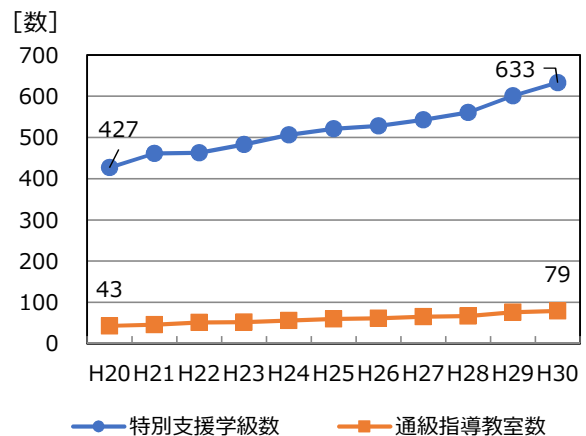


図4 特別支援学級数及び通級指導教室数の推移(小学校及び中学校)

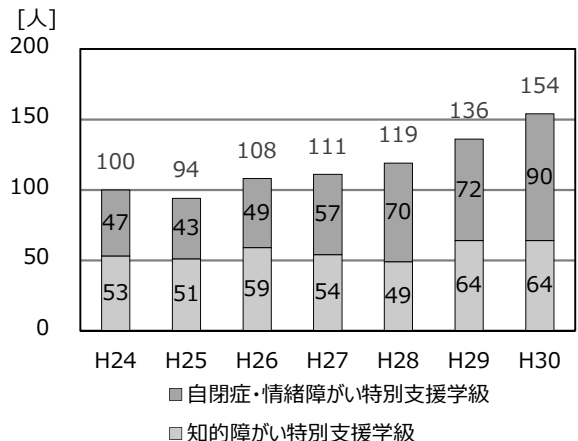


図5 特別支援学級初担任を対象とした研修の受講者数(教育研修センター)

(2) 校内支援体制について

県内の小・中学校における特別支援教育体制整備状況は、平成29年9月1日現在、「校内委員会の設置」、「実態把握の実施」、「特別支援教育コーディネーターの指名」が全ての学校において行われるなど、校内支援体制の整備が進んでいるといえます。

さらに、各学校が特別支援学校のコーディネーターや小・中学校のエリアコーディネーター等と連携した教育相談を効果的に行っています。

今回のアンケート調査における小・中学校の管理職の回答では、小・中学校の通常の学級における課題として「発達障がいのある子どもへの指導・支援」が最も多く、全体の85.7%（前回67.1%）となっています（図6）。

また、「発達障がいのある子どもの保護者との連携」や「発達障がいのない子どもへの指導」、「校内支援体制の充実」も半数以上の管理職が課題として捉えています。

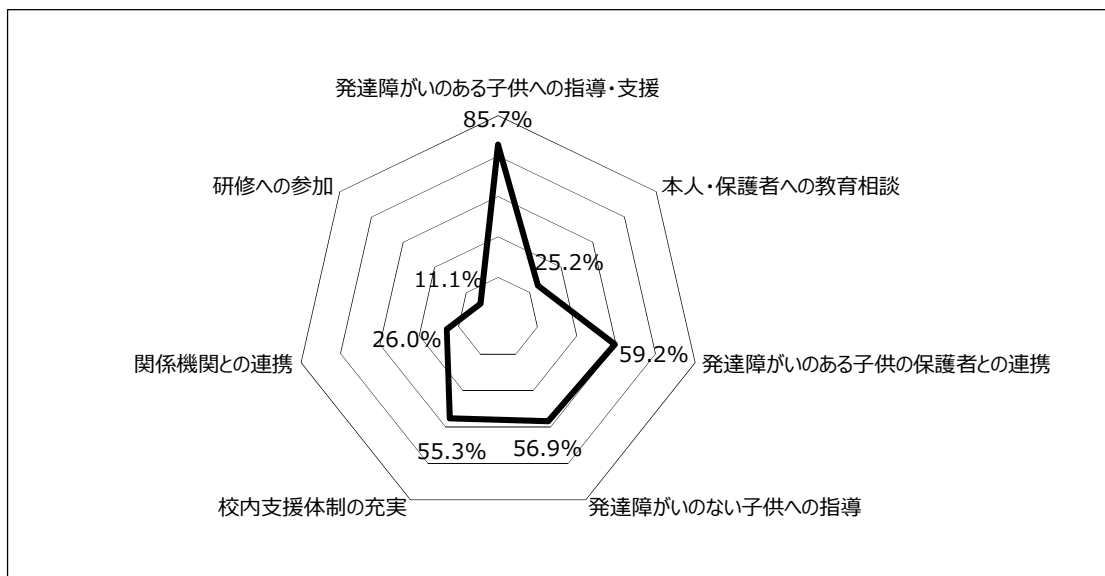


図6 特別支援教育に関するアンケート調査「通常の学級において課題と考えること」（小・中学校の管理職）

少子化の中、特別支援教育の対象となる児童生徒が増加し続けていることから、特別支援教育に関する課題解決に向けて、各学校が組織的に取り組むことが重要です。

学級担任による気付きから学年会や校内での十分な協議を行い、必要に応じて外部の専門機関と連携を図るなど、段階的な校内支援体制の整備が重要です。また、障がいのある児童生徒にとって分かりやすい授業は、障がいのない児童生徒にも分かりやすい授業であることを全ての教員が理解し、指導力の向上に努めることが必要です。

以上から、管理職による特別支援教育の視点を踏まえた学校経営が求められます。

## (3) 個別の教育支援計画等の活用について

障がいのある子どもへの指導・支援の充実を図るための方策として、本県小・中学校においても個別の教育支援計画等の作成を推進してきました。

平成29年3月に告示された小・中学校の学習指導要領には、特別支援学級に在籍する児童生徒や、通級による指導を受けている児童生徒の全てに個別の教育支援計画等を作成しなければならないことが明記され、通常の学級においても作成の努力をすることが明記されました。作成した個別の教育支援計画等は、進級や進学時の資料としてとても有効なものになります。平成30年3月に告示された高等学校の学習指導要領にも同様に記載されています。

なお、通級による指導を受ける児童生徒については、指導内容等の計画は通級による指導の担当者、個別の教育支援計画等の作成は在籍学級の担任が作成することが望ましいと言えます。

本県においては、エリアサポート体制の構築が開始された平成25年度以降、個別の教育支援計画等の作成率が向上しています。（図7）

今後は、個別の教育支援計画等に合理的配慮の提供に関する記載など、切れ目ない支援体制の構築のための有効な資料として、これらの計画等を作成・活用することが重要です。

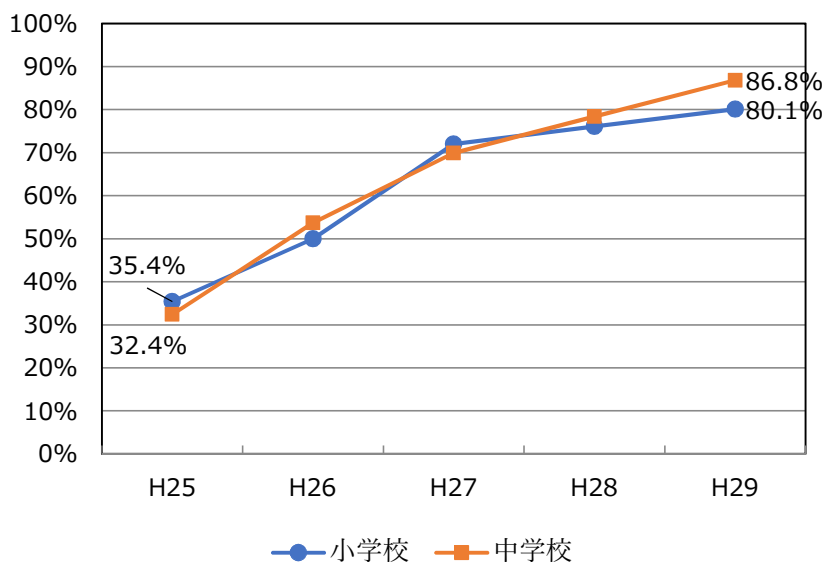


図7 個別の教育支援計画の作成割合

※ 作成割合 = (作成している学校) ÷ (学校数)

(4) 交流及び共同学習の推進について

交流及び共同学習は障がいのある子どもにとっても、障がいのない子どもにとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義がある取組です。

国においては、「心のバリアフリー学習推進会議<sup>※1</sup>」が設置され、学校における「心のバリアフリー」を推進する教育を展開するための具体的な施策が協議されています。

本県では、平成29年度に小学校・中学校・高等学校・中等教育学校（以下「小・中・高等学校等」という。）を対象に、特別支援学校や特別支援学級、障がいのある人との交流及び共同学習に関するアンケート調査を実施しました。

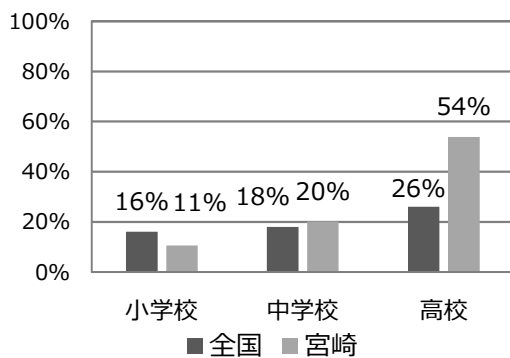


図8 特別支援学校との交流及び共同学習 (平成29年度調査)

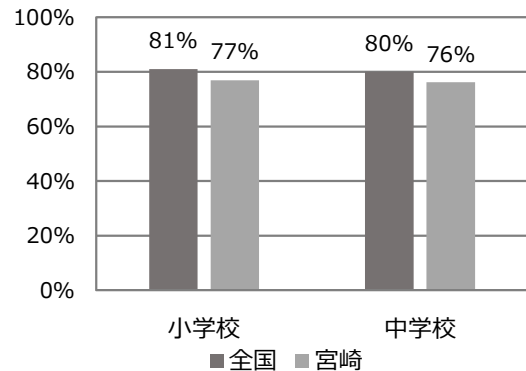


図9 特別支援学級との交流及び共同学習 (平成29年度調査)

※ 特別支援学級が設置されていない学校を含む

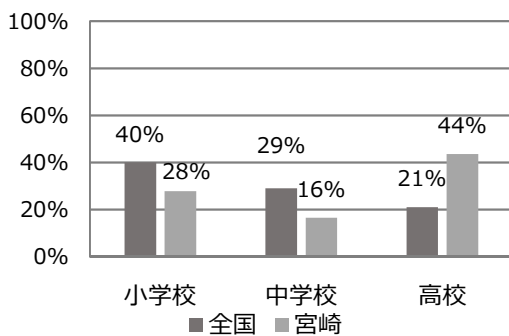


図10 障がいのある人との交流及び共同学習 (平成29年度調査)

※ 上記(図8、図9)の2つの交流及び共同学習を除く

※1 心のバリアフリー学習推進会議

学校教育において「心のバリアフリー教育」を展開するため、各学校において障がいのある人との交流及び共同学習が活性化されるよう全国において自治体単位で福祉部局、教育委員会、障がいのある人やその支援等に関わる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討することが明記されたことから、平成30年度以降に実施する具体的な取組を検討するための会議

本県では全ての特別支援学校が地域の小・中・高等学校等と行事や体験活動を共にする直接交流や、手紙や作品を通じた間接交流に取り組み、お互いを認め合い大切にする心を育てています。

今後も、小・中・高等学校等と特別支援学校による学校間交流のみならず、通常の学級と特別支援学級による交流や居住地校交流の充実など、交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことが重要です。

#### (5) 関係機関が連携した地域支援体制の充実について

今回の「アンケート調査」において、学校での学習面や生活面で、特別支援教育の視点から支援の必要性を感じたことがあると答えた保護者のうち、小学校で53.8%、中学校で45.3%が関係機関に相談したと答えています。

また、相談先としては、小学校就学前教育・保育施設や小・中・高等学校等の教育機関のほか、児童相談所、市町村の保健センターといった福祉・保健関係機関や医療機関が多いことが分かります。

今後は、就学後の学びの場の決定及び見守りに際し、特別支援教育支援員や看護師の配置等、地域の教育、医療、保健、福祉等の関係機関が相互に連携した体制がとても大切になります。

#### 課 題

- 教員の更なる専門性の向上
- 特別支援教育の専門性を支える研修・支援体制の充実
- 管理職による特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の促進（新規）
- 個別の教育支援計画等の活用と合理的配慮の提供の推進
- 心のバリアフリーの推進（新規）
- 関係機関と連携した支援体制の更なる充実



3 高等学校

(1) 特別な支援を必要とする生徒について

中学校卒業後の生徒の高等学校等への進学率は、既に98%を超えており、高等学校は社会で生きていくために必要となる力を身に付け、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関の一つであり、果たすべき役割と責任は極めて大きいといえます。

本県においても、中学校の特別支援学級から高等学校に進学する割合が増加しています（図11）。

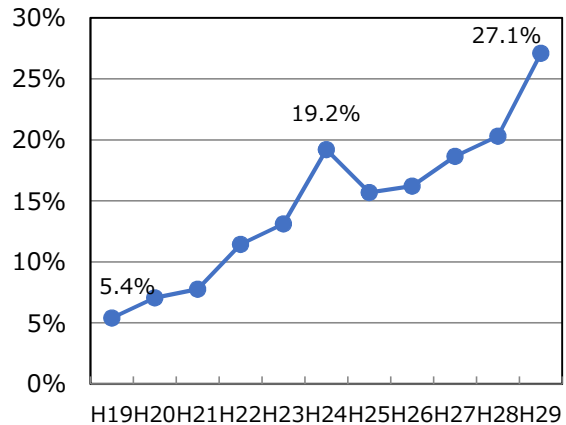


図11 中学校特別支援学級卒業生のうち県立高等学校進学者の割合（本県）

平成28年度に高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象としたアンケート調査において、「発達障がい又はその可能性がある生徒が在籍していると思いますか」という質問に対して、「はい」と回答した割合は100%でした。

平成30年度から高等学校における「通級による指導」が制度化されました。発達障がいを含む障がいのある生徒に対する指導や支援を高等学校の教職員が担っていくことが求められています。

また、本県では、平成21年度から県立高等学校に生活支援員を配置し、車いす等を使用する生徒や聴覚に障がいのある生徒に対して、学校生活を支援する取組を行っており（表1）、支援を受けた生徒は、円滑に授業へ参加し、卒業後の進学や就職等の進路目標を達成しています。

表1 県立高等学校生活支援員配置対象生徒数（高校3年）及び進路状況（本県）

卒業年度	肢体不自由	聴覚障がい	進学	就職	職業能力開発校等	公務員
H24	5名		2名		3名	
H25	2名			2名		
H26		2名			1名	1名
H27	2名		2名			
H28	3名		2名		1名	
H29	1名					1名

今後も、特別な支援を必要とする生徒の増加が予想されることから、学校全体で共通理解を図りながら、実態把握や具体的な指導・支援を計画的に進めていくなど高等学校での校内支援体制を更に強化していくことが必要です。

## (2) 校内支援体制について

平成29年度特別支援教育体制整備状況調査（文部科学省実施）結果によると、本県の高等学校においては、「校内委員会の設置」や「実態把握の実施」、「特別支援教育コーディネーターの指名」が100%であり、体制の整備が進んでいるといえます。

しかし、個別の教育支援計画等の作成の割合は、全国平均を超えているものの、小・中学校と比較して低く、早急に対応が必要な課題となっています（図12）。

県教育委員会では、高等学校の入学者選抜検査の実施に当たって、中学校からの情報等をもとに別室受検や問題用紙等の拡大、面接時の配慮など、障がいのある受検生の特性に応じた合理的配慮の提供に努めています。

また、入学後に保健室登校や不登校などの深刻な状況になる生徒もあり、このような特別な支援を必要とする生徒については、入学時の出身中学校と高等学校との情報共有等による連携体制の整備や入学後の支援体制の一層の充実が必要です。

各学校における研修では、県教育研修センターによる研修サポートや特別支援学校のコーディネーター等による研修、「高等学校における授業のアクセシブル・デザイン」を活用した研修が行われています。

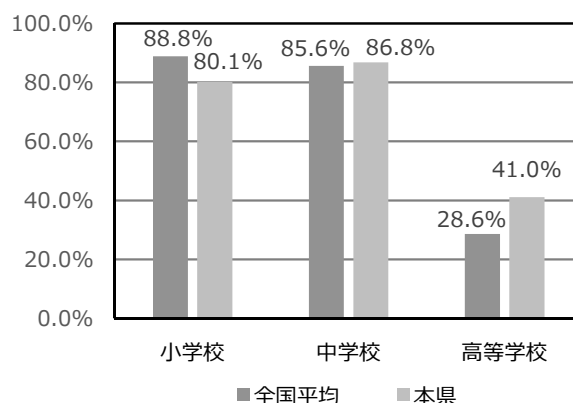


図12 個別の教育支援計画の作成状況（平成29年度）

算出：（作成している学校数）／（全学校数）

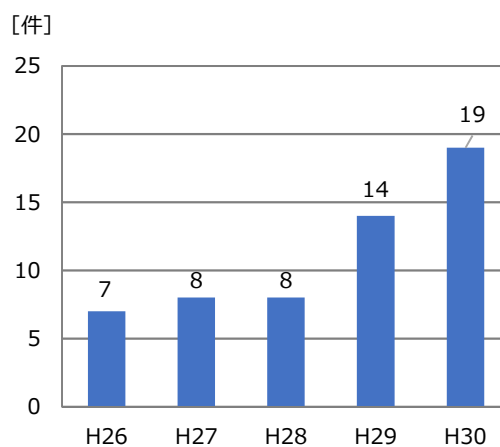


図13 高等学校の入学者選抜検査における特別な配慮の件数

高等学校においては、平成30年度から通級による指導が制度化され、個別に設定された時間で障がいのある生徒に対する障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が行えるようになりました。このような指導が、通常の学級や集団生活で生かされることが重要です。

なお、高等学校における「通級による指導」は、特別の教育課程の編制や単位認定、校内委員会の整備など、各学校の様々な準備が必要となります。このため、制度導入後、当面の間は「自校通級<sup>※1</sup>」を原則としています。「他校通級<sup>※2</sup>」や「巡回指導<sup>※3</sup>」は、必要に応じて対象となる高等学校と県教育委員会が協議しながら必要な準備を検討します。

※1 自校通級

対象となる生徒が在籍する学校で指導を受ける。

※2 他校通級

対象となる生徒が通級指導教室のある学校へ行って、指導を受ける。

※3 巡回指導

対象となる生徒が自校に巡回してくる他校の教員から指導を受ける。

### (3) 高等学校における特別支援教育の拠点校について

本県では、平成25年度からエリアサポート体制の各エリアに推進校を指定し、校内支援体制の構築や中学校との連携等の取組を実施し、各エリアでの研修で実践発表するなど、啓発を図ってきました。

また、高等学校における「通級による指導」の準備として、平成29年度に推進校の4校が導入段階及び実践に向けた研究を行いました。今後は、学科（普通科、職業学科、総合学科等）や教育課程（全日制、定時制、通信制等）を考慮し、拠点となる高等学校で実践しながら周囲の学校のモデルとなる取組を積み上げていくことが求められます。

### (4) 全ての生徒を対象とした「障がい理解（心のバリアフリー）」の推進

本県では、次世代を担う高校生を対象に、障がいのある方や、その家族、関係者等による授業（次世代ペアレント授業）等を行ってきました。その結果、参加した生徒が障がいについて深く考えるとともに、共生社会を形成する一員としての意識を高めることができました。

さらに、平成27年度から「文化・芸術・スポーツを通じた心のバリアフリー推進事業」を実施し、特別支援学校の生徒がスポーツで使用する用具を高校生が製作したり、新聞部の生徒が交流及び共同学習を取材して周囲に啓発したりするなど、高校生が主体となる取組を推進しました。

今後は、高等学校におけるキャリア教育の一つの視点として、障がいのある方との関わりを生徒が考え、主体的に行動していけるような取組を推進する必要があります。

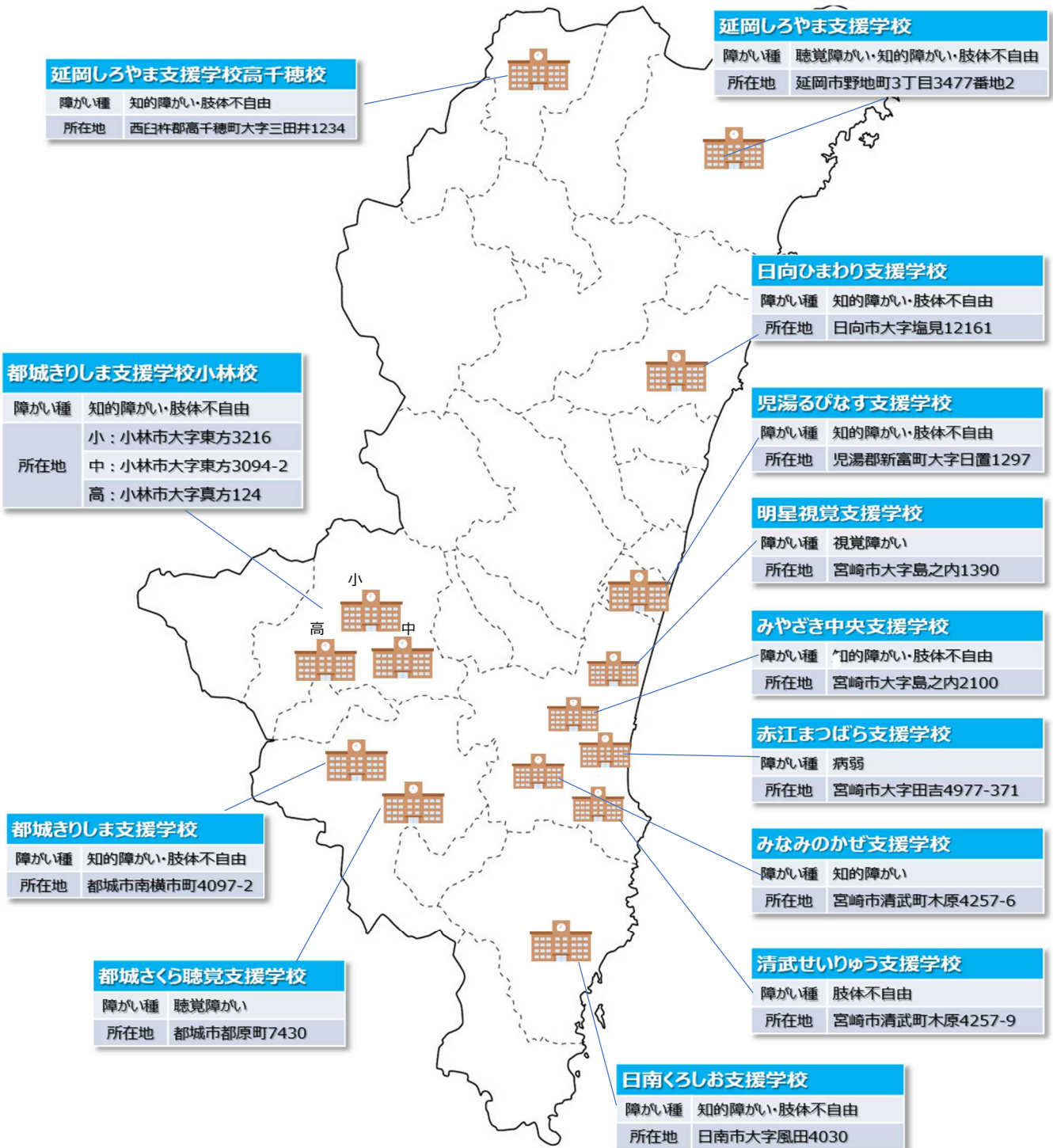
#### 課 題

- 高等学校の組織的な支援体制の整備・充実
- 個別の教育支援計画等の活用と合理的配慮の提供の推進（新規）
- 中学校との連携の強化
- 高等学校における「通級による指導」の体制構築と指導の充実（新規）
- 高校生による心のバリアフリー活動の推進（新規）

4 特別支援学校

(1) 教育環境の整備について

本県では、障がいのある子どもが地域の中で過ごし、学ぶことができる地域就学を推進するため、平成16年度から、特別支援学校の計画的、段階的な整備を進めています。



## ① 全障がい共通

各地域において小学部から高等部まで一貫した教育を受けることができるよう、全ての特別支援学校に高等部を設置しています。

また、障がいのある子どもが安全で安心な学校生活を送ることができるよう、バリアフリー環境やスクールバスの整備等を行いました。今後は、教室不足への対応等、更なる教育環境の整備と共にICTを活用した教育環境の充実が求められています。

このほか、平成28年4月の熊本地震後、複数の市と特別支援学校が福祉避難所の協定を締結するなど、防災から災害後の対応へと特別支援学校の役割も変化してきています。これからは、防災機能の見直しに加え、災害後の対応の在り方等を地域や地方自治体との連携が求められています。

## ② 視覚障がい教育

視覚障がい者を対象とした特別支援学校として、明星視覚支援学校が整備され、平成30年度に幼稚部が設置されました。

在籍者数は、平成30年度現在20名で減少傾向にあります。子どもの出生率の低下や医療や科学技術の進歩等もあり、今後もこの状況は続くと予測されます（図14）。

また、進路保障のため「はり・きゅう・あんま・マッサージ」などの国家資格取得のための専門的な教育や、基礎学力を定着させる教育、ICT機器の活用等による新たな進路先の開拓等が求められています。

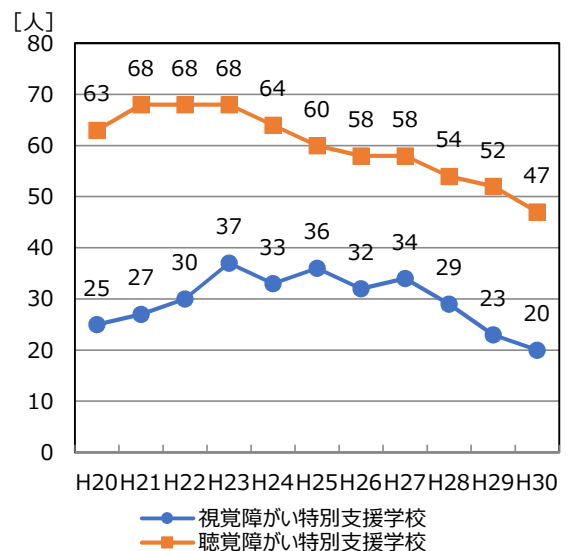


図14 視覚障がい・聴覚障がい特別支援学校の在籍者数の推移

対象となる学校

明星視覚支援学校、都城さくら聴覚支援学校

延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）

## ③ 聴覚障がい教育

聴覚障がい特別支援学校は、都城さくら聴覚支援学校と県北部の延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）が整備されています。在籍者数は、平成30年度現在、2校合わせて47名となっており、減少傾向にあります（図14）。

また、手話による各教科や日常的な指導に加え、ICT機器の活用による情報保障や人工内耳を装用した幼児児童生徒への指導など、教職員の更なる専門性を高めることが必要です。さらに、大学等への進学を希望する生徒のための指導体制の更なる充実について、検討していく必要があります。

④ 知的障がい教育

知的障がい特別支援学校は、地域就学の推進のため肢体不自由を併せ有する児童生徒も対象とした学校として整備してきました。在籍者数は、少子化の中にあっても増加傾向にあります（図 15）。

知的障がいと発達障がいや精神疾患を併せ有する児童生徒がいることから、教員の高い専門性に基づいた実践的な指導が必要な状況となっています。

さらに、多様化する児童生徒の状況に対応するため、各教科や自立活動の指導や高等部の職業コース化等について、検討していく必要があります。

⑤ 肢体不自由教育

肢体不自由特別支援学校は、清武せいりゅう支援学校と延岡しろやま支援学校（肢体不自由教育部門）が整備されています。在籍者数は、平成 30 年度現在、2 校合わせて 137 名となっています（図 16）。

複数の障がいを併せ有する重複障がい学級に在籍する児童生徒が多く、肢体不自由のみの単一障がいの学級に在籍する児童生徒は少ない状況です。重複障がいのある児童生徒の卒業後の自立と社会参加を見据えた教育課程の在り方を検討することが必要です。

また、地域のセンター校として、小・中・高等学校に在籍する児童生徒の支援の充実についても検討していく必要があります。

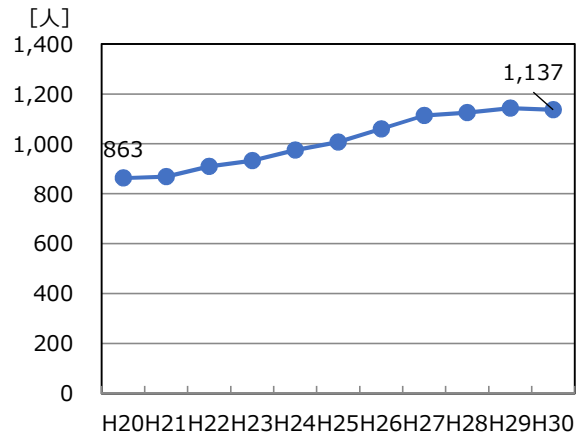


図 15 知的障がい特別支援学校の在籍者数の推移

対象となる学校

- みやざき中央支援学校、みなみのかげ支援学校、
- 日南くろしお支援学校、都城きりしま支援学校、
- 都城きりしま支援学校小林校、日向ひまわり支援学校、
- 児湯るびなす支援学校、延岡しろやま支援学校高千穂校
- 延岡しろやま支援学校（知的障がい教育部門）

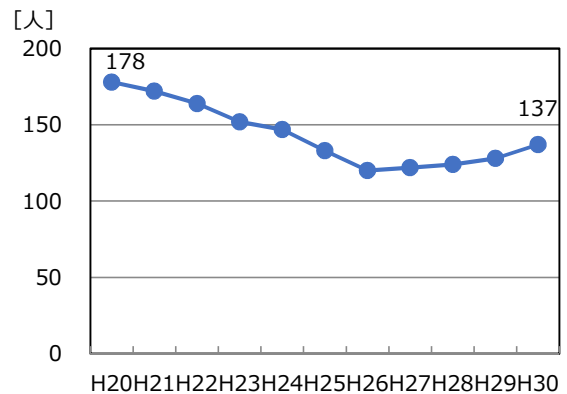


図 16 肢体不自由特別支援学校の在籍者数の推移

対象となる学校

- 清武せいりゅう支援学校
- 延岡しろやま支援学校（知的障がい教育部門）

## ⑥ 病弱教育

病弱特別支援学校は、赤江まつばら支援学校が設置されています。在籍者数は、平成30年度現在44名となっています(図1)。近年では、医学の進歩等により、在籍する子どもの病気の種類が変化してきています。また、隣接する宮崎東病院の児童精神科病棟に入院している発達障がいをも併せ有する精神疾患のある児童生徒が入学しています。また、医療的ケアを必要とする児童生徒も在籍していることから、多様な障がいに応じた教育課程を編成するとともに、児童生徒のニーズに対応した教育内容や指導方法等の充実を図ることが必要です。

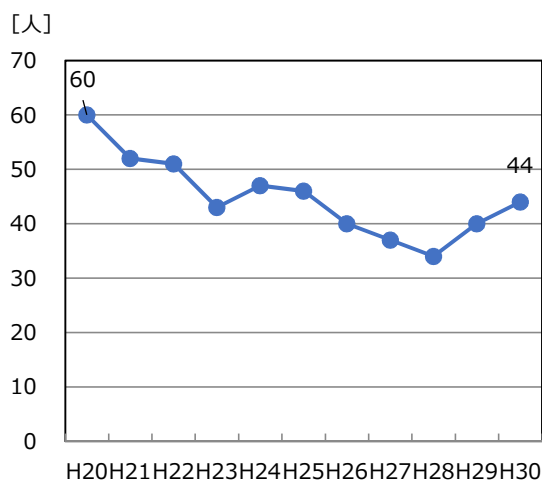


図17 病弱特別支援学校の在籍者数の推移

対象となる学校  
赤江まつばら支援学校

特別支援学校に在籍している児童生徒のニーズは多様化し、各学校の課題も変化してきていることから、各学校の課題及び全県的な視野に立った整備を融合させながら、教育の改善と教育環境の充実に向けた整備等が必要です。

## 特別支援学校における教育環境整備上の将来課題（障がい別）

- ① 全障がい共通
  - ・ 学校施設のバリアフリー化の推進
  - ・ 校舎の老朽化対策の推進
  - ・ 専門家を配置した他職種連携による教育支援体制の強化
  - ・ スクールバス運行等の通学保障の充実
- ② 視覚障がい教育
  - ・ 乳幼児教育相談等の県内全域的な視覚障がい教育相談体制の充実
  - ・ 卒業生を対象とした学び直し等の生涯学習に係る支援体制の構築
- ③ 聴覚障がい教育
  - ・ 県央地区の聴覚障がいに係る乳幼児教育相談室の設置
  - ・ 県内全域を見通した聴覚障がい支援学校の配置の在り方に係る検討



- ④ 知的障がい教育
  - ・ 対象児童生徒増に対応した教育環境整備の推進
  - ・ 分校の本校化推進と余裕教室等を活用した新たな分校設置に係る検討
  - ・ 高等部における職業コースの検討及び職業学科設置に係る研究
- ⑤ 肢体不自由教育
  - ・ 人工呼吸器等の高度な医療的ケアに対応した教育体制の強化
  - ・ 障がいの多様化等に伴う県央地区での肢病併置化の検討
  - ・ 訪問教育の移管
- ⑥ 病弱教育
  - ・ 病院訪問教育の新設
  - ・ 発達障がいを含め、精神疾患のある児童生徒の受け入れ体制の構築

(2) 障がいの重度・重複化、多様化について

複数の障がいを併せ有する重複障がいのある児童生徒数は、全体の45.6%を占めており、特に平成29年度には、通常学級と重複障がい学級が同じ学級数となりました（図18、図19）。

中でも肢体不自由の特別支援学校では、全体で75.6%と在籍する児童生徒のほとんどに重複障がいがあります（図19）。

重複障がいのある児童生徒の中には、医療的ケア※1を必要とする児童生徒も含まれており、医療的ケアの対象となる児童生徒数の変化はあまり見られないものの、一人一人の状態が重症化の傾向にあります（図20）。

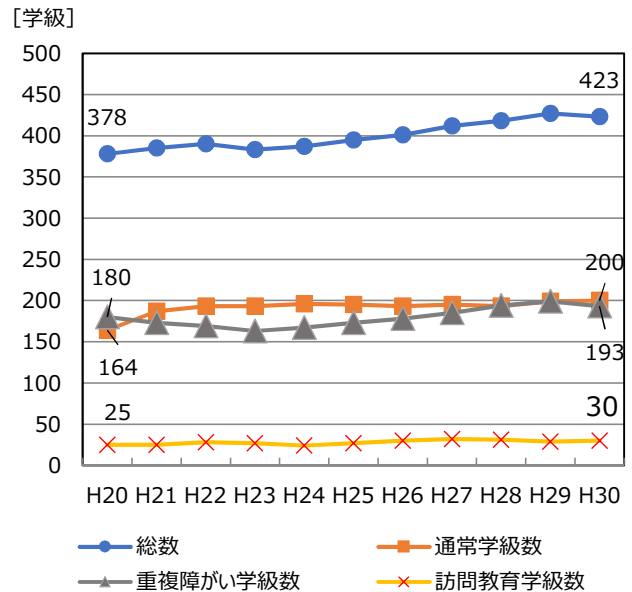


図18 障がい種別の学級数の推移

※1 医療的ケア

学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為

このような重度・重複化に対応するためには、教員のより高い専門性と実践的な指導力の向上が求められます。

また、特別支援学校では、重度の知的障がいのある児童生徒と軽度の知的障がいのある生徒がそれぞれ多数在籍する二極化の傾向にあります(図21)。

障がいが軽度である児童生徒について、以前は、地域の中学校から高等部へ入学した発達障がいを併せ有する生徒が増加していましたが、近年では小学部・中学部も同じような状況があります。

このため、小学部・中学部・高等部において切れ目ない指導を行うことが求められており、特別支援学校の学部間の連携だけでなく、通園施設や小学校、中学校と特別支援学校が密接な連携を図る体制の構築が必要です。また、このような軽度の発達障がいのある生徒については、将来の自立と社会参加を目標とした高等特別支援学校等※2も研究していく必要があります。

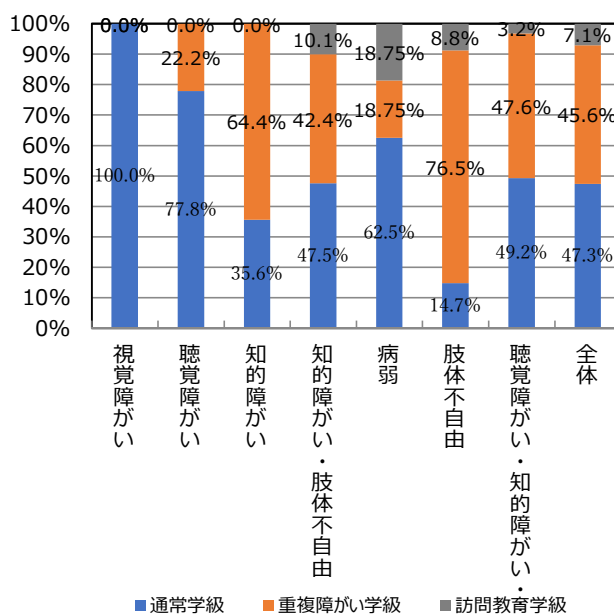


図19 校種別の設置学級数の割合(平成30年度)

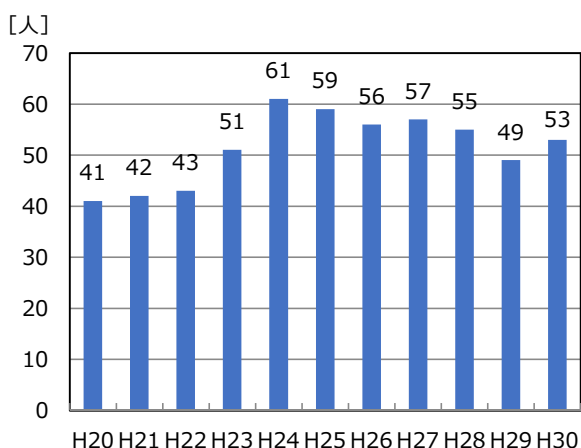


図20 医療的ケア対象児童生徒数の推移

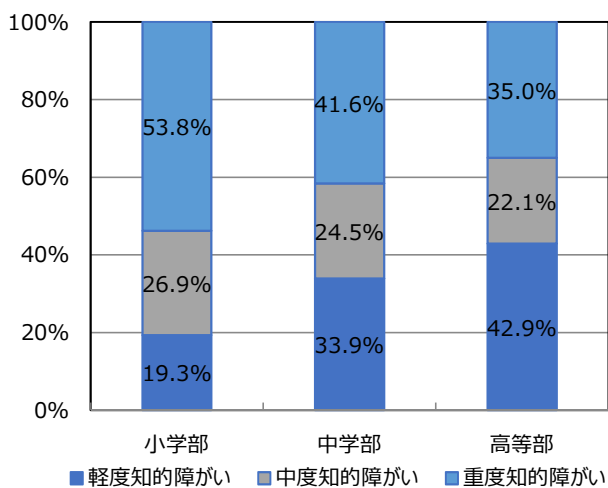


図21 在籍している知的障がいのある生徒の障がいの程度別在籍割合(平成29年度)

※2 高等特別支援学校

知的障害の程度が比較的軽度な高等学校段階の生徒を対象とし、職業教育を中心とした教育を行う高等部のみを置く特別支援学校

(3) センターの機能について

特別支援学校は、学校教育法第74条

表2 特別支援学校のセンター的機能

において、地域の特別支援教育のセンターとして位置付けられていることから、地域の小・中学校等における障がいのある子どもの教育相談や個別の指導計画等の作成など、特別支援教育の充実についての助言や支援に努めてきました。(表2)

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 小・中学校等の教員への支援機能</li> <li>② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能</li> <li>③ 障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能</li> <li>④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能</li> <li>⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能</li> <li>⑥ 障がいのある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能</li> </ul> |
|--|

平成29年度に各特別支援学校が対応した教育相談の件数は、約7,500件となっており、特別支援学校のセンター的機能に対する高いニーズが伺えます。

平成20年度から配置しているチーフコーディネーターは、関係機関との連携や組織的な支援が必要な困難事例に対応しており、多くの成果を上げています。また、平成25年度から配置しているエリアコーディネーターは、エリア内の小学校・中学校の通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒に対応しており、教科指導における配慮等の助言を行うなど、一定の成果が見られています。

特に、エリアコーディネーターの配置以降、チーフコーディネーターの教育相談の件数は減少傾向にあります。

このような状況から、今後の特別支援学校のセンター的機能として、教育相談を担当している特別支援教育コーディネーターのみが、地域の小・中学校等への支援を行うのではなく、学校全体での組織的・総合的な対応が求められます。

今後はセンター的機能において、支援の内容や方法の在り方を見直すとともに、地域の小・中学校等に対する情報提供や研修協力、指導・支援など、地域のニーズに応じた多様なセンター的機能の充実が必要となっています。また、地域の実情を把握し、医療や福祉、労働機関等との連携を強化するとともに、小・中学校等との学校間ネットワークをエリアサポート体制の中で更に推進し、地域への支援機能を一層充実することも必要です。

(4) 卒業後の進路等について

平成29年度特別支援学校高等部卒業生175名の進路状況は、障がいの重度・重複化が進む中で、「福祉サービスの利用」が最も多く、全体の62.％を占めています。続いて「就労」、「職業訓練機関への進学」の順となっています(図22)。

一般企業へ就職した平成29年度の卒業生は57名であり、就職率は24.0%と、全国の就職率31.2%（平成29年度）と比較すると下回っている状況です（図22）。

これまで就職率が低いのは、生徒の就職希望率が低いことが原因の一つにありました。そのため、平成25年度からキャリア教育の充実を図りながら進路学習を推進しており、徐々に就職希望者数が増えています。今後は、就職を希望する生徒一人一人の夢や希望を実現するために、就職先の開拓や企業との連携など、今までより丁寧に行うことが必要です。

このため、早期から将来の自立と社会参加に向けた取組を児童生徒の発達や障がいの状態、特性等に合わせて行い、本人の就職への意欲を高め、保護者の願いに応えていくことが必要です。また、地域の実情に応じ、医療や福祉、労働機関等との連携を強化し、地域の自立支援機能を一層充実することも必要です。

一方、卒業後に福祉サービスを利用する生徒についても、将来の自立を目指すという点では、就職を目指す生徒と同様に、早い段階から施設体験の実施や福祉サービスの活用等を図り、卒業後、有意義な社会生活を主体的に送ることができるようキャリア教育の充実を図っていくことが必要です。

また、特別支援学校から大学等への進学を希望する生徒への対応についても計画的な指導体制の構築や進路先との連携の強化が必要です。

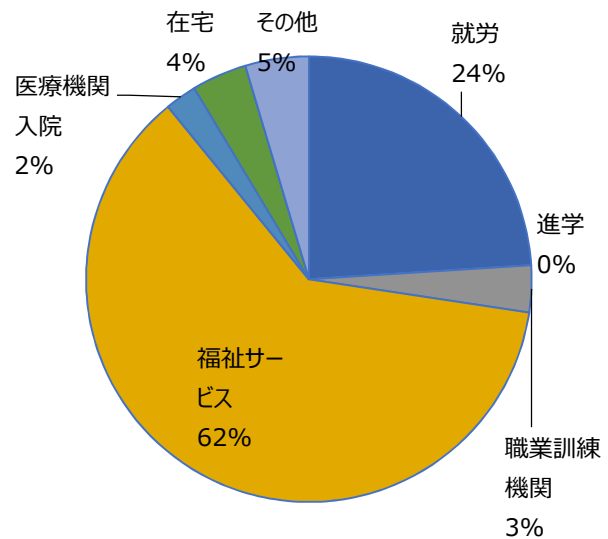


図22 平成29年度高等部卒業生の進路状況

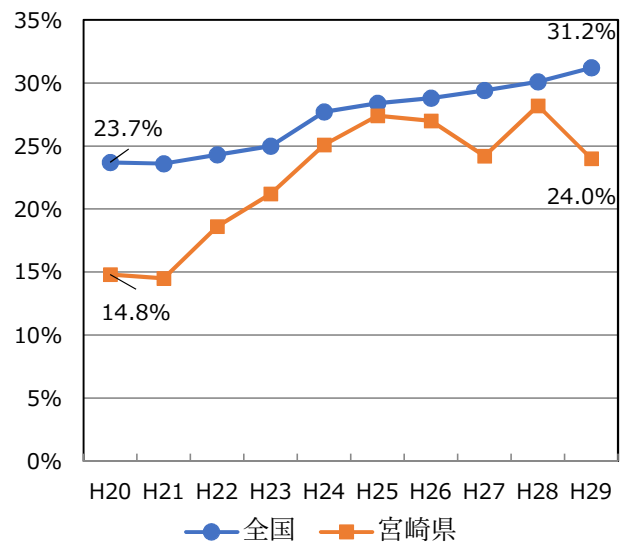


図23 高等部卒業生の就職率

障がいのある方の生涯学習が注目される中、余暇活動は、将来の生きがいを見つけたり、自立と社会参加への積極的な態度を身に付けたりする上で意義があります。このため、全ての子どもに対する余暇活動等の「生きがいづくり」を在学中から計画的に取り組む必要があります。

本県の特別支援学校においては、文化、芸術、スポーツなど、将来の生きがいづくりや余暇活動支援につながる活動を、学校の教育活動の中に積極的に取り入れています。その結果、卒業後も絵画や太鼓、マラソンなどに取り組みを続け、趣味としている事例や、「障がい者スポーツ大会」や「高等学校総合文化祭」においての入賞、九州大会や全国大会への出場など、卒業生の様々な活躍が見られるようになってきました。

今後は、児童生徒が、卒業後も趣味や特技として継続して行えるような活動を見いだすとともに、地域と協働しながら生涯にわたって学び続ける場の提供など、個々の実態に合わせて支援できるような体制づくりが必要です。

#### 課 題

- 特別支援学校における教育環境の計画的整備（新規）
- 障がいの重度・重複化、多様化に対応した専門的指導力の向上
- 特別支援学校のセンター的機能の再構築
- 早期からのキャリア教育の充実
- 特別支援学校の地域や関係機関と連携した就労支援
- 障がいのある子どもの生きがいづくり（新規）